

令和 8 年度鴨川市における夜間の賑わい創出に向けた実証業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度鴨川市における夜間の賑わい創出に向けた実証業務

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）

3 業務目的

本業務は、外房地域（鴨川市及び勝浦市）における千葉の自然を活用した観光地域づくり促進事業の一環として行うものである。三か年計画の初年度である今年度は、地域の多様な主体（地元自治体や観光・宿泊事業者等）で構成される協議会における議論を踏まえ、夜間のライトアップによる地域の賑わい創出の実現に向けた実証を実施し、その効果や反響等について、地元関係団体とも連携しながら調査・分析を行う。

4 実施場所

鴨川市前原横渚海岸及びその周辺エリア

5 事業内容

（1）実証事業の企画

実施場所において、夜間の賑わいの創出に向けたライトアップ実証の内容を企画すること。

なお、ライトアップは、以下ア～オの条件を満たすものとし、実施場所のうち使用するエリアの範囲や期間、内容、コンセプト、期待される効果等について、企画提案書の中で提案すること。

ア 海が近接する立地や海のある風景を活かすこと。

イ 夜間の賑わいの創出に期待できる内容であること。

ウ 「前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画」や「鴨川市海辺のグランドデザイン」の趣旨及び方向性を踏まえた内容であること。

エ 近隣住民の日常生活や動植物の生態等に配慮した仕様であること。

オ 関係法令や公序良俗に反しないこと。

※最終的な内容は、県と協議の上、決定すること。

(2) ライトアップ実証の実施

企画内容に基づき、ライトアップ実証を実施すること。

なお、実施にあたっては、以下ア～ウの事項に留意すること。

ア 機材の調達、設置、管理及び撤去は受託者が行うこと。

イ 不特定多数の第三者の来訪が見込まれる場合にあっては、安全確保に十分配慮し、必要に応じて安全対策及び事故防止措置を講じること。

ウ ライトアップに必要な電気代等も業務委託料に含むこと。

(3) モニター調査の実施

期間中に以下の対象者を招き、ライトアップの感想や意見を聴取すること。夜間のライトアップに対しては「光害（ひかりがい）」を懸念する意見もあることから、特に近隣住民との調整は慎重に行い、トラブルを未然に防ぐこと。

下記対象者からのモニター調査については、地元市や観光協会、商工会、温泉旅館協同組合などとも連携の上実施することとし、調査方法や聴取項目について、企画提案書の中で提案すること。

【対象者】

ア 近隣住民

イ 市内宿泊施設宿泊者

ウ 市内観光・宿泊関係業者

エ 近隣飲食・商業関係者

オ その他、県と協議の上、必要と認められる者

(4) 実証を踏まえたライトアップの提案

ライトアップ実証やモニター調査の結果等を踏まえ、地域特性も踏まえた夜間の賑わい創出に効果的なライトアップの内容について提案すること。

提案では、単にライトアップを行うだけでなく、地域の観光消費に繋がるような取組も合わせて提案すること。

（５）成果物の納品

本業務完了後、業務完了報告書（PDF データ）を契約期間内に電子データで納品すること。

（６）各種申請作業等

ア 業務の実施にあたり、官公庁や施設の管理者等への届出・申請等が必要な場合は、遺漏なく行うこととし、必要に応じて県と協議の上、手続きを行うこと。

イ 届出・申請等に手数料等の負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。

6 留意事項

- （１）本業務の趣旨を踏まえ、外房地域の活性化に資する姿勢で業務に臨むこと。
- （２）受託者は各種法令規定を遵守し、また、個人情報を扱う場合は適切に管理するなど、適正に業務を遂行すること。
- （３）受託者は、業務を実施するにあたり、責任者を置き業務の進行管理を行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- （４）原則として、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、県に再委託の申請をすることとし、高い効果が見込めると判断した場合は認めるものとする。
- （５）受託者は、必要に応じて対人、対物事故についての補償を行う保険に加入すること。また、事故が発生した場合には速やかに県に連絡できる体制を構築するなど、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合に責任をもって対応し解決を図れるようにすること。
- （６）受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。
- （７）天災等、県・受託者双方の責に帰することができない事由によって委託業務を完了することができなくなった場合、業務の出来高部分がある場合は検査を行い、当該検査に合格した部分の業務を完了したものとする。
- （８）本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し、対応することとする。